

# 名古屋市バドミントン協会規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、名古屋市バドミントン協会と称し、事務所を名古屋市内におく。

(組織)

第2条 本会は、アマチュア競技団体として、市内のバドミントン愛好団体を以って組織する。

(目的)

第3条 本会は、市内バドミントン団体の中軸となって健全な普及発展を図り市民体位の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

1. 競技の指導及び普及に関すること。
2. 各種競技大会の開催に関すること。
3. その他本会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(役員)

第5条 本会に下記の役員をおく。

1. 会長 1名      副会長 若干名      理事長 1名      副理事長若干名  
理事 若干名      監事 2名
2. 役員の外に名誉役員として顧問・参与をおくことができる。

(役員の仕事)

第6条 会長は総会で決定する。会長は本会を代表し、会務を統括する。

第7条 副会長は総会の決議により会長が委嘱する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

第8条 理事長は理事の互選により会長が委嘱する。理事長は会長の指示を受け本会の事務を執行する。副理事長は理事の互選により会長が委嘱する。理事長に事故あるときは副理事長がその職務を代理する。

第9条 理事は総会において各加盟団体、学識経験者、その他より選出し、会長が委嘱する。理事は理事会を構成し本会の運営を行うものとする。

第10条 監事は総会で選出し、会長が委嘱する。監事は本会の会計を監査する。

(任期)

第11条 役員の任期は2年とする。但し、重任はさまたげない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とし増員による役員の任期は他の役員の任期間とし、任期が満了しても後任者が就任するまで職務を行なうものとする。

(総会)

第12条 総会は会長が招集し、本会に関する重要事項を審議する。

2. 評議員会総会は毎年1回開催する。但し、会長は必要に応じ開催することができる。
3. 議事につき可否同数であるときは会長の採否により決定する。

(専門委員会の設置)

第13条 本会は会長の承認を得て、専門委員会を設けることができる。委員会に関する規定は別に定める。

(専門委員会の任務)

第14条 委員は会長が委嘱し、委員長は理事のうち会長が選出する。委員会は委員長が召集し、それぞれ専門の事項に関し協議する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日を以って終る。

(会計)

第16条 本会の経費は下記に掲げるもので支弁する。

1. 会費
2. 補助金
3. 寄付金
4. その他の収入

(会費)

第17条 本会の会費は、競技大会参加料としてそのつど徴収する。参加料については別に定める。

(規約の改正)

第18条 本会の規約の改正は、総会において3分の2以上の出席で審議し、改廃することができる。

(細則)

第19条 規約の施行に関する必要な事項の細則は理事会の決議を経て会長が之を定める。

(附則)

1. 本会の規約は昭和23年2月11日より施行する。
2. 令和6年6月8日 改正